

山形交響楽団応援県民会議 規約

(名称)

第1条 本会は、山形交響楽団応援県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 東北初のプロオーケストラとして、東北各県さらには全国へと活動範囲を広げながら、本県音楽文化の振興・発信に大きく貢献している山形交響楽団の今後のさらなる飛躍を期し、県民挙げてバックアップするため、山形交響楽団応援県民会議を設立する。

(業務)

第3条 県民会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ファン層の拡大に関すること
- (2) 山形交響楽団の運営支援に関すること
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要なこと

(構成)

第4条 県民会議は別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の変更については、各構成団体等からの届出により行うものとする。
- 3 県民会議は、第1項に掲げる者のほか、県民会議の目的に賛同する団体・個人を加えることができる。

(役員)

第5条 県民会議には、会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(会議)

第6条 県民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長が議長となる。
- 3 会長は、委員から委任を受けた者が出席する場合は代理を認める。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 前4項の規定に関わらず、書面により実行委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき実行委員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の実行委員会の決議があったものとみなすことができるものとする。

(事業年度)

第7条 県民会議の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成23年度においては、県民会議設立の日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 県民会議の事務局は、山形交響楽協会事務局に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年8月25日より施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日より施行する。